

令和2年12月9日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

環境影響評価審査会
会長 服部 保

環境影響評価対象事業（最終処分場）の規模について（答申）

令和2年7月30日付け諮問第31号で諮問のありました標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 環境影響評価に関する条例の対象事業のうち廃棄物最終処分場を特別地域対象事業に追加することが適当である。
- 2 最終処分場の特別地域対象事業の規模は「事業敷地面積10ha以上の新設」及び「事業敷地面積が10ha以上増加する増設」とすることが適当である。

環境影響評価対象事業（最終処分場）の規模について

(答申)

令和2年12月9日

兵庫県環境影響評価審査会

目 次

1	廃棄物最終処分場について	1
2	兵庫県内の廃棄物最終処分場の設置状況	4
3	廃棄物最終処分場の環境影響評価手続対象規模の見直しの必要性	6
4	特別地域対象事業として追加する事業規模について	7

1 廃棄物最終処分場について

(1) 廃棄物最終処分場の区分

廃棄物最終処分場は、陸上や水面の場所を区切って造成した構造物に廃棄物を埋立貯留する施設で、環境への拡散や流出を避けながら一定期間管理し、年月をかけて埋立廃棄物の安定化を図る施設である。

最終処分場に埋立される廃棄物は、中間処理後の廃棄物（焼却灰など）のほか、がれき類、ガラスくず、燃え殻、スラグ等の不燃物など多岐にわたる。

埋立する廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に区分される。また、遮水設備などの構造により、遮断型最終処分場、管理型最終処分場、安定型最終処分場の3つに分類され、それぞれ必要とされる構造や施設が異なる。

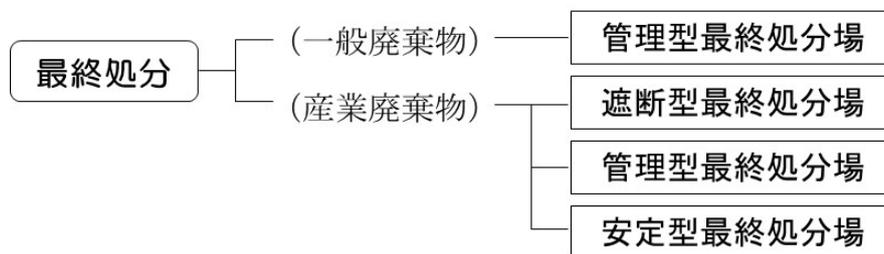


図1. 廃棄物最終処分場の区分

ア 一般廃棄物最終処分場

住民生活で生じるごみ等の一般廃棄物の処理責任は市町が担うことから、通常、一般廃棄物最終処分場の設置は市町または一部事務組合が行う。最終処分場の規模は、それぞれの市町域から排出される一般廃棄物の量に応じた規模で計画されるため、必要以上に大規模な施設は計画されない。

イ 産業廃棄物最終処分場

事業活動に伴う産業廃棄物の処理は民間の許可業者が主に担っており、産業廃棄物最終処分場の設置は民間事業者が行うことが多い。

産業廃棄物の処理は、排出事業者が責任を持って許可業者へ委託するなどの処理を行う制度となっている。市町域や県域を越える移動を伴う処理も可能なため、民間事業者が大規模な施設を設置し広域的に廃棄物を収集してスケールメリットを活かす事業を行うこともでき、大規模な施設計画もあり得る。

(2) 廃棄物最終処分場を設置する際の主な関係法令等

廃棄物最終処分場の設置には、規模に関係なく廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）の設置許可申請（市町等設置の場合は設置届出）が必ず必要である。

廃棄物処理法以外にも、立地等により関係する主な関係法令は表1のとおりである。

表 1. 廃棄物最終処分場の設置に係る主な法令

	法令	規制等の主な内容
環境	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例	地元住民との調整
	自然公園法・兵庫県立自然公園条例	国立公園、県立自然公園等の行為規制
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区の行為規制
土地利用	森林法	林地開発許可、保安林の行為規制等
	都市計画法	市街化調整区域の建築制限等
	農地法・農業振興地域の整備に関する法律	農地の転用規制等
防災	砂防法	砂防指定地区の行為制限
	総合治水条例	一定規模以上の開発の調整池設置等

ア 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例の手続

県では、産業廃棄物処理施設の設置申請の前段階で、事業者と地元住民の間での事前手続等を定めた産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号、以下「紛争予防条例」という。）を定めている。また、廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設許可等の権限を持つ政令市（神戸市、尼崎市を除く）においても同様の手続を条例等で定めている。

紛争予防条例の目的は、施設設置に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、施設設置に係る紛争の予防と調整を図り、地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することとされている。

具体的な手続としては、県へ事業計画書と周知計画書の提出、地元住民への事業計画書の縦覧・説明会、地元住民の意見募集、県へ説明会等実施状況報告書の提出、県による関係市町の意見の聴取等である。

イ 廃棄物処理法の施設設置許可申請手続

許可申請（届出）には、施設の稼働が周辺地域の生活環境に及ぼす影響（大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水）について調査を行った結果（生活環境調査結果）を添付する必要がある。

許可手続では、県が申請書及び生活環境調査結果を住民へ縦覧するとともに、県が関係市町の意見を聴くほか、住民が環境保全上の見地からの意見書を県へ提出できる。あわせて、県は申請等の内容について専門家から意見聴取し、技術上の基準への適合性等について審査を行う。

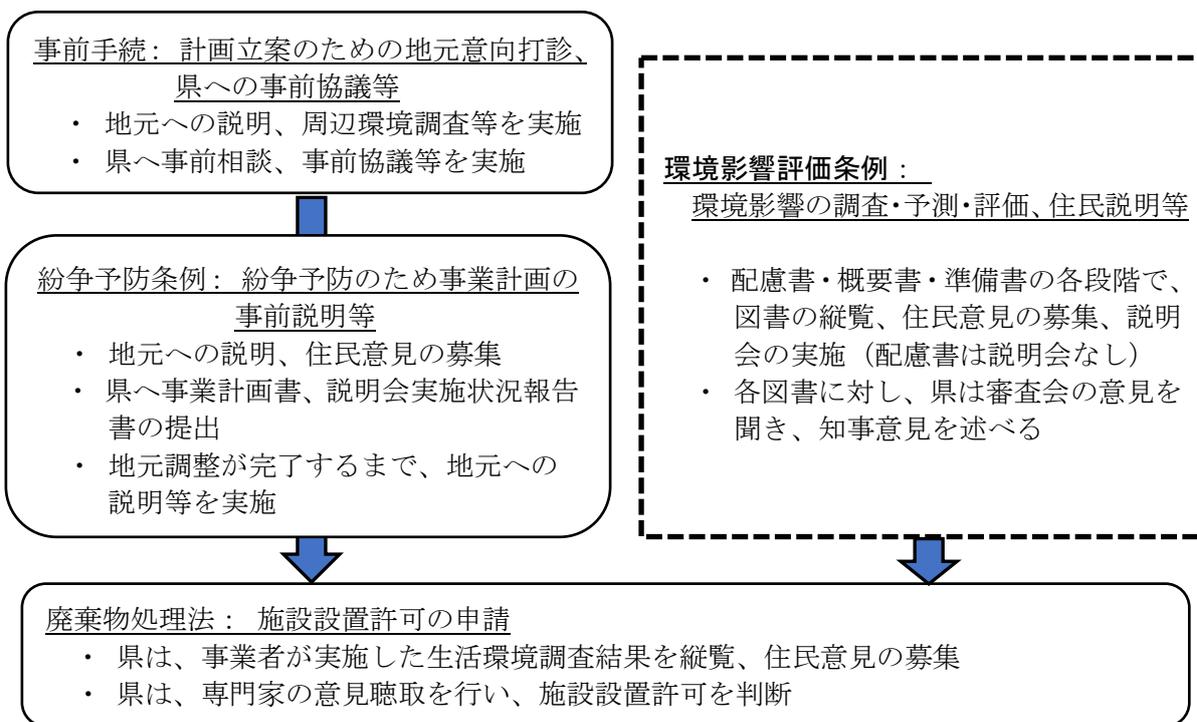


図 2. 紛争予防条例と廃棄物処理法施設設置許可申請の流れ

(3) 廃棄物最終処分場の環境影響評価手続

廃棄物最終処分場の建設については、表 2 のとおり環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号、以下「法」という。）及び環境影響評価に関する条例（平成 9 年兵庫県条例第 6 号、以下「条例」という。）の対象事業となっている。

平成 11 年 6 月の法施行後、神戸市沖の「フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業」（面積 70ha 程度：手続中）が法対象事業として手続が行われている。また、平成 10 年 1 月の条例施行後、条例対象となった事業はない。

表 2. 法と条例の対象事業

	事業の種類	要件
法	六 法第 2 条第 2 項第 1 号へに掲げる事業の種類	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が 30 ヘクタール以上であるものに限る。） ロ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場所の面積が 30 ヘクタール以上増加するものに限る。）

	開発整備事業の区分	対象事業
条例	4 廃棄物処理施設の建設	(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）のうち、面積が15ヘクタール以上であるものの新設 (8) 最終処分場の増設であって、当該増設により面積が15ヘクタール以上増加することとなるもの

※ 神戸市内は神戸市環境影響評価等に関する条例が適用され、県の条例は適用されない。

2 兵庫県内の廃棄物最終処分場の設置状況

(1) 一般廃棄物最終処分場

現在、県内（神戸市は除く。以下同じ。）に設置されている一般廃棄物最終処分場の件数は34件（平成31年3月末時点）である。また、現在計画中の一般廃棄物最終処分場の事業はない。

一般廃棄物最終処分場について、事業敷地面積の区分ごとの設置件数及び埋立容量は次のとおりである。

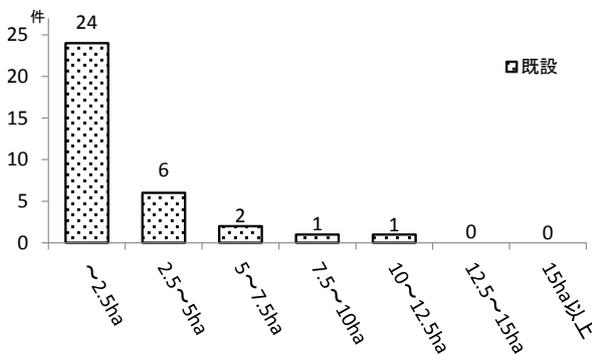


図3. 事業敷地面積の区分ごとの件数

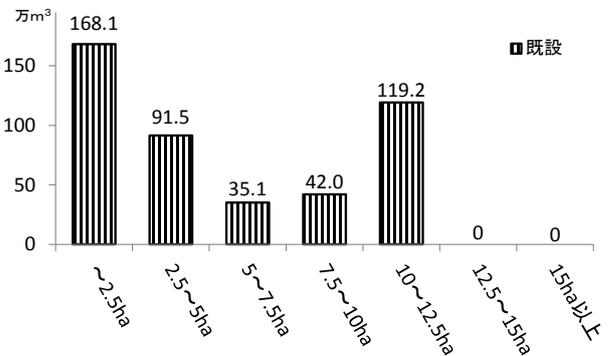


図4. 事業敷地面積の区分ごとの埋立容量

表3. 一般廃棄物最終処分場の事業敷地面積の区分ごとの件数と埋立容量

面積区分 (ha)	~2.5	2.5~5	5~7.5	7.5~10	10~12.5	12.5~15	15以上	合計
件数 (件)	24	6	2	1	1	0	0	34
件数割合 (全34件中)	70.6%	17.6%	5.9%	2.9%	2.9%	0%	0%	100%
埋立容量 (万m³)	168.1	91.5	35.1	42.0	119.2	0.0	0.0	455.9
埋立容量割合	36.9%	20.1%	7.7%	9.2%	26.1%	0%	0%	100%

(2) 産業廃棄物最終処分場

現在、県内に設置されている産業廃棄物最終処分場の件数は13件（令和2年4月時点）である。また、現在、事業者からの事前協議等により規模が判明している計画中の産業廃棄物最終処分場の件数は6件である。

既設及び計画中の産業廃棄物最終処分場について、事業敷地面積の区分ごとの設置件数及び埋立容量は次のとおりである。

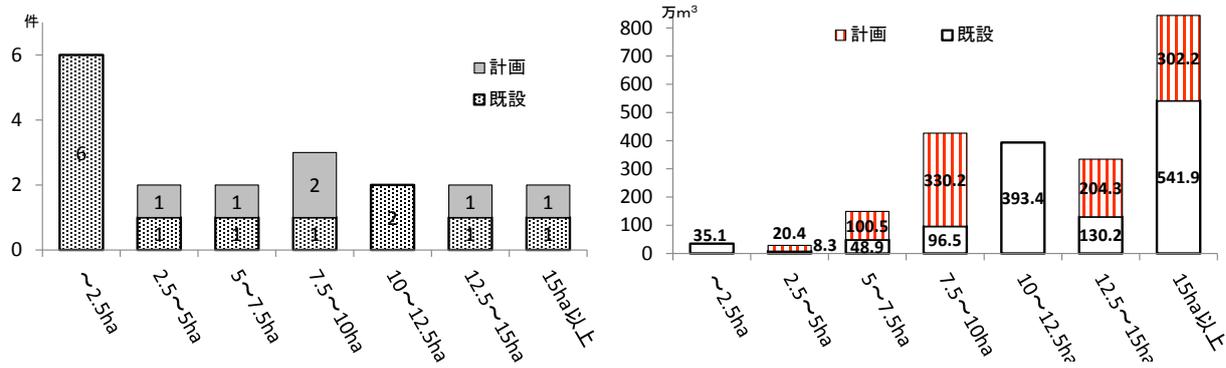


図5. 事業敷地面積の区分ごとの件数

図6. 事業敷地面積の区分ごとの埋立容量

表4. 産業廃棄物最終処分場の事業敷地面積の区分ごとの件数と埋立容量

面積区分 (ha)	~2.5	2.5~5	5~7.5	7.5~10	10~12.5	12.5~15	15以上	合計
既設・計画								
件数 (件)	6	2	2	3	2	2	2	19
件数割合 (全19件中)	31.6%	10.5%	10.5%	15.8%	10.5%	10.5%	10.5%	100%
埋立容量 (万m³)	35.1	28.7	149.4	426.7	393.4	334.5	844.1	2211.9
埋立容量割合	1.6%	1.3%	6.8%	19.3%	17.8%	15.1%	38.2%	100%

なお、県内の産業廃棄物最終処分場の事業敷地面積と埋立容量の関係を整理すると、両者に相関が見られ、事業敷地面積の大きなものが埋立容量も大きくなっている。

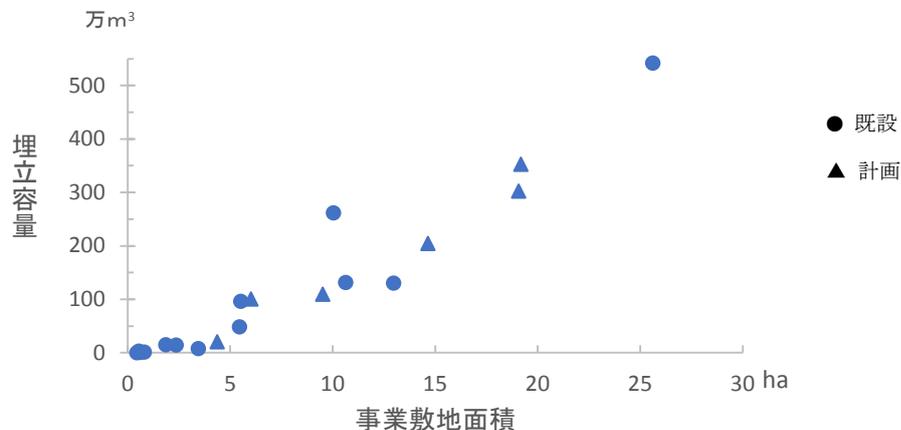


図7. 産業廃棄物最終処分場の事業敷地面積と埋立容量の関係

3 廃棄物最終処分場の環境影響評価手続対象規模の見直しの必要性

(1) 廃棄物最終処分場事業の特性

最終処分場事業に関しては、次の3つの特性が挙げられる。

- ① 最終処分場の設置計画に関しては、従来から地域住民の関心が高く、環境影響への懸念を持たれることも多い。
- ② 最終処分場の設置は、事業地を面的に改変して本来の自然環境を喪失するだけでなく、埋立物が継続的に残り、最終処分場廃止後も土地の利用に制限があるなど、事業実施の影響が長期間継続する。
- ③ 最終処分場の能力となる埋立容量を効率的に確保するため、山地の谷地形に設置されることが多い。

(2) 廃棄物最終処分場の設置手続で環境影響評価を行う意義

ア 事業者による説明責任の強化

最終処分場の設置にあたっては、事業者が紛争予防条例に基づき、地元住民への事業計画の説明や意見の募集等を行うが、それらの対象は施設立地予定の自治会など地元住民に限られる。また、廃棄物処理法の許可手続では県が申請書等の縦覧や住民意見の募集等を行うが、事業者が意見を直接聴く制度ではなく、意見募集等の時期も事業実施直前のため、事業者が意見等を踏まえて大幅な計画変更を伴うような環境配慮を実施することは困難である。

環境影響評価手続を実施する場合、事業計画の立案段階から、配慮書・概要書・準備書の各段階で、手続について広く周知が行われ、図書の縦覧、住民意見の募集、説明会（配慮書段階はなし）等が行われるため、事業の環境影響に関して事業者による情報公開や説明等の機会が増える。

イ 事業者による自然環境等への配慮の強化

最終処分場の設置にあたっては、廃棄物処理法の許可申請前に生活環境調査が実施されるが、施設の稼働に伴う大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水の影響だけの調査である。

環境影響評価手続を実施する場合、廃棄物処理法の生活環境調査の項目に加え、地形・地質、植物・動物・生態系、文化財、景観等の自然環境を含めた項目が追加される。また、施設の稼働だけでなく施設稼働前の工事中の時期を含めた調査・予測・評価することになり、事業者がさらなる環境配慮を実施することになる。さらに、調査・予測・評価の内容に関し、住民や県知事が意見を述べるができるため、事業に関して適正な環境配慮を求めることができる。

(3) 対象事業規模の見直しの必要性

現在の条例では、最終処分場の設置は一律で面積 15ha 以上規模を対象としているが、平成 10 年の条例施行後に対象となった事業はない。

また、他の面的開発事業では、条例で定める環境の保全と創造について特に配

慮すべき地域（以下「特別地域」という。）で実施する事業を面積要件がより厳しい特別地域対象事業として定めている。しかし、最終処分場事業では特別地域対象事業を定めていない。

上記（１）廃棄物最終処分場事業の特性、及び（２）廃棄物最終処分場の設置手続で環境影響評価を行う意義に照らして考えると、山間地の谷部など自然環境の豊かな場所に最終処分場を設置する事業について環境影響評価手続を強化する効果は大きいと考えられる。

以上のことから、特別地域を含む地域で実施される最終処分場の設置について、「特別地域対象事業」に追加し、現在より小さな規模の事業から環境配慮を求めることが必要である。

4 特別地域対象事業として追加する事業規模について

廃棄物最終処分場の設置について、環境影響評価手続の強化により環境配慮を求めていくことが必要である一方で、特別地域対象事業の事業規模設定にあたっては、次の点にも留意する必要がある。

- ① 最終処分場は、廃棄物の適正かつ安定的な処理を行う上で社会的に必要な施設であり、継続的に整備される必要がある。
- ② 対象とする事業規模を小さくしすぎた場合、事業開始前に必要となる環境影響評価手続の費用が初期費用に加わるため、コスト等に対する事業性の確保の観点から、小規模な最終処分場が設置できなくなるおそれがある。

これらの点も踏まえ、現在より小さい規模として事業敷地面積 10ha 以上のものを対象とする場合、前述した産業廃棄物最終処分場の設置状況との関係を整理すると、全体件数の 32%の事業が対象となり、最終処分場の能力である埋立容量では全体埋立容量の 71%の事業が対象となる。

大規模な事業による環境影響に関して事業者の説明責任を強化する、そして事業者による自然環境等への配慮を強化するという観点から、特別地域対象事業に追加する事業規模としては、事業敷地面積 10ha 以上とすることが適当である。

以上

(参考)

1 審議経過

令和2年 7月 30日 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について諮問
令和2年 9月 4日 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について審議
令和2年 11月 30日 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について審議
令和2年 12月 9日 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について答申

2 環境影響評価審査会委員

氏名	勤務先等
遠藤 知二	神戸女学院大学人間科学部 教授
大迫 義人	兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 教授
沖村 孝	神戸大学名誉教授
小谷 通泰	神戸大学名誉教授
上甫木 昭春	大阪府立大学名誉教授
川井 浩史	神戸大学内海域環境教育研究センター 特命教授
近藤 明	大阪大学大学院工学研究科 教授
澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科 教授
島 正之	兵庫医科大学医学部 教授
菅原 正孝	大阪産業大学名誉教授
住友 聡一	(公財)ひょうご環境創造協会 環境技術専門員
田中 みさ子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 教授
中畷 一憲	兵庫県立大学環境人間学部 准教授
中野 加都子	甲南女子大学人間科学部 教授
西田 修三	大阪大学大学院工学研究科 教授
西村 多嘉子	大阪商業大学名誉教授
◎ 服部 保	兵庫県立大学名誉教授
花田 眞理子	大阪産業大学大学院人間環境学研究科 教授
藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所 准教授
増沢 陽子	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授
益田 晴恵	大阪市立大学大学院理学研究科 教授
三橋 弘宗	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師
○ 山下 淳	関西学院大学法学部 教授
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

◎ : 会長、 ○ : 副会長